

5 八 住 審 第 2 号
令和 5 年(2023 年)8 月 8 日

八王子市住居表示審議会
会長 殿

八王子市長 石森 孝志

上野第二地区土地区画整理事業に伴う台町三・四丁目の住所変更について(諮問)

八王子市住居表示に関する条例第 5 条第2項及び八王子市住居表示審議会規則第 2 条の規定に基づき、上野第二地区土地区画整理事業に伴う台町三・四丁目の住所変更について意見を求めます。

(諮問理由)

本市では、台町地区において昭和 30 年代に土地の形状が確定した後、昭和 47 年時点で土地の形状が変更しないことを前提として、公共の福祉の増進に資することを目的に、「住居表示に関する法律」に基づき、住民発議により台町一丁目乃至四丁目の住居表示を実施しました。

しかし、昭和 62 年度から行われている「八王子市都市計画事業上野第二地区土地区画整理事業」により、台町三丁目と四丁目のそれぞれ一部の土地の形が変わった上、住民の方の異動も多くあり、公共の福祉の増進が阻害される状況になったため、改めて法の主旨に則り、住居表示(住所)の変更を行う必要が生じました。そこで、現地の実態を詳細に把握するため、委託業者により調査を行ったところです。

今後、緊急車両等が現場に速やかに到着することなどを目的とし、土地区画整理事業の換地に合わせて、分かりにくくなった住所を再整備(変更)することの可否と、変更の対象を必要最小限に止めることについて、御意見を貴審議会に求めます。